

高知健康科学大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における
不正行為の防止に関する基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、大学における公的研究費の適正な使用及び研究活動における不正行為の防止を目的とし、全ての教職員、研究者、学生、および関係者が遵守すべき基本的な姿勢を定めることで、大学の研究活動の透明性、公正性、および信頼性を確保することを目指す。

(適用範囲)

第2条 本基本方針は、大学に所属する全ての研究者、教職員、事務職員、および公的研究費を管理・使用する全ての関係者に適用される。また、外部からの助成金や共同研究に参加する外部機関の研究者にも同様に適用される。

(基本方針)

第3条 基本方針について次の各号のとおりとする。

(1) 公的研究費の適正使用

公的研究費は、透明性の高い管理体制のもと、研究計画に基づいて適正に使用されなければならない。全ての支出は記録され、必要に応じて説明責任を果たすため、適切な証憑を伴うことが求められる。

(2) 研究活動の誠実性と公正性

研究活動は、全ての研究者が公正かつ誠実な態度で遂行するものであり、データの捏造、改ざん、盗用などの不正行為は一切許容されない。研究者は、社会的信頼を得るために、研究成果を正確に報告し、他者の研究成果を尊重しなければならない。

(3) 高い倫理観の保持

研究活動に関わる全ての者は、高い倫理観を持ち、自己の行動が大学や研究コミュニティ全体の信頼性に影響を与えることを認識し、常に規則に基づく行動を行う。これは、研究者個人だけでなく、研究チーム全体にも求められる。

(4) 透明性と説明責任の確保

大学は、公的研究費の適正な管理と使用を確保するため、透明性の高いシステムを整備し、適時に外部監査や内部監査を実施する。また、研究者は、研究資金の使用に関する説明責任を果たすために、必要な書類や証拠を整備する義務を負う。

(研修と教育)

第4条 研修と教育について次の各号のとおりとする。

(1) 研修の実施

大学は、不正防止のため、全ての研究者及び関係者に対して定期的な倫理研修を義務付ける。研修内容には、研究費の適正な使用方法、不正行為の防止策、データ管理の重要性、行動規範の遵守が含まれる。

(2) 教育の充実

研究者や学生が公的研究費や研究倫理に関する最新の知識を得るために、大学は関連する教育プログラムを継続的に実施する。特に新任研究者や研究助成を初めて受ける研究者に対しては、特別なオリエンテーションを行う。

(モニタリングと評価)

第5条 モニタリングと評価について次の各号のとおりとする。

(1) 内部監査の実施

大学は、公的研究費の使用状況及び研究活動の透明性を定期的にモニタリングし、内部監査を実施する。不正使用や不正行為が疑われる場合は、速やかに調査を行い、必要に応じて是正措置を講じる。

(2) 外部監査と評価

公的研究費の使用については、外部の監査機関による定期的な評価を受け、透明性と信頼性を確保する。これにより、大学全体のガバナンス体制の改善を図る。

(通報制度の整備)

第6条 大学は、公的研究費の不正使用や研究活動における不正行為の疑いが生じた場合に備え、匿名の通報が可能な制度を整備する。通報者が不利益を被らないよう、適切な保護策を講じる。

(違反者への対応)

第7条 公的研究費の不正使用や研究活動における不正行為が認められた場合、大学は、違反者に対して厳正な処分を行う。処分には、研究費の返還、研究活動の停止、解雇などが含まれる。

(継続的な改善)

第8条 大学は、公的研究費の適正使用及び研究活動の不正行為防止に関する基本方針の運用状況を定期的に見直し、必要に応じて改善を図る。

附 則

1 この規程は、令和6年11月15日から施行する。